

## いじめ

いじめは人権侵害です。酸る、蹴る、お金や物を要求する、何かを強要する、 悪口を言う、SNSなどインターネット上に悪口や根拠のない噂話などを 書き込む、仲間外れにする、無視するなど、いじめの種類はさまざまですが、種類 に関係なく、いじめを受けている人は苦しい思いをしています。時には、その人

いじめには、加害・被害の関係が入れ替わりながら多数の人が関わっています。また、加害者・被害者のほかに傍観者となる人がいます。いじめに無関心でいることや傍観することは、いじめを黙認している状態であり、いじめに加担しているのと同じと言えます。無関心や傍観ではなく、いじめをやめるように働きかける人が増えることで、いじめを生まない環境をつくっていくことができます。一人の声かけや行動で救われる気持ちがあります。

- いじめられてつらい気持ちを我慢したり、際そうとしたりしなくて だいじょうぶ 大丈夫です。いじめられているあなたは悪くありません。
- 助けを求めている人やつらそうにしている人が周りにいたら、勇気を 持って声をかけてください。
- ◎ 小中学生のいじめなどの相談 月曜~金曜 午前10時~午後5時 電話:06-6866-0783 (児童生徒課)
- ② とよなかっ子ダイヤル (18歳になるまで) 24時間 365日 受付電話:0120-307-874 (プリーダイヤル)